

「ALL RIGHT」



(オーライ) 「大丈夫／うまくいく (All Right!)」
「誰にも (All)、幸せになる権利 (Right) がある」

Vol.8
2025年7月

7月は「再犯防止啓発月間」

再犯防止は究極の「やさしい社会づくり」

再犯防止推進法により、7月は再犯防止への関心と理解を深めてもらうための「再犯防止啓発月間」として位置づけられ、国や自治体において再犯防止に関する広報・啓発活動が集中的に展開されます。法務省は令和7年の取組として、広報・啓発動画をYouTube法務省チャンネルで公開するとともに、官公庁や主要駅などでポスター掲示を行っています。

現在公開中の広報・啓発動画は、全国の地域生活定着支援センターの始祖となった長崎県地域生活定着支援センター（長崎県諫早市）で2009年の開設当初から支援に関わり、2020年10月から今年3月まで厚生労働省で「矯正施設退所者地域支援対策官」を務めていた伊豆丸剛史氏（NPO法人くらし応援ネットワークLiv LABO LABO長）に、吉本興業株式会社所属のお笑いコンビ「コットン」の2人が話を聴く15分間のインタビュー。



動画内で伊豆丸氏は、「住まいや職を失い、頼れる親族・知人もおらず、孤独な環境から抜け出さずに犯罪に至ってしまうという現実がある」と、犯罪の背景にある“生きづらさ”について説明。被害者がおられることを認識しつつも、罪を犯してしまった人の生きづらさを解きほぐしていくような地域社会の理解が不可欠であるとし、「**再犯防止は究極の『やさしい社会づくり』だと思います。罪を犯した人の社会復帰に寄り添い、罪の背景にあったいくつもの生きづらさに気付いて、それが軽減・解消されるよう社会全体で取り組むことは、誰にとってもやさしい社会を実現することにつながります。生きづらさへの『気づきの輪』が1人2人…と広がっていくことで、日本社会はきっと『やさしい社会』になっていくものと信じています**」とコメントしています。

もくじ

- 再犯防止は究極の「やさしい社会づくり」…………… 1
- 各支部の活動状況（2025年5～6月）
- 杉並：しゃべり場～生活再建を支援する司法書士…………… 2
- おおた：「悪質ホストによる女性搾取」テーマにセミナー…………… 3
- あだち：タコバ開催～たこ焼きも人生も受け止めます！…………… 4
- 世田谷：東京社会福祉士会HPで「詐欺被害者支援」周知…………… 5
- 「立ち直り支援北区支部です。よろしくお祈いします！」…………… 6

- 司法福祉ニュースリーダー
 - ・懲役・禁固は「拘禁刑」に～一人ひとりの立ち直り支援に力点… 8
 - ・オンラインカジノ、サイト開設やネット広告を禁止…………… 10
 - ・改正風営法施行、色恋営業禁止、売春強要には拘禁刑も…………… 10
- 基礎分野研修（8/2）、専門分野研修（9/23）の開催案内… 11
- 上映会情報：
 - 映画『記憶2』（9/21）／映画『プリズン・サークル』（11/2）… 13
- リレーコラム「わたしのしごとはソーシャルワーカー」… 14

●各支部の活動状況（2025年5～6月）

支援力を高める勉強会から居場所事業まで

東京社会福祉士会の「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業」は希望する「地区社会福祉士会」を実質的な活動主体（支部）として、地域内に立ち直り支援のためのネットワークを形成・強化する取り組みです。2023年10月の開設以来、今日に至るまで、あだち、おおた、江東、杉並、世田谷、西多摩、三鷹武蔵野、北区の8支部が設立され、それぞれに特色ある活動を展開しています。以下、直近の活動状況について、概要をご報告いたします。

立ち直り杉並

「第6回しゃべり場」開催（2025年5月20日）

生活再建をサポートする法律相談とアウトリーチ

杉並支部（立ち直り杉並）では、隔月でオンライン勉強会「しゃべり場」を開催しています。今回は「司法書士の役割」をテーマに、あさがや司法書士事務所の司法書士・力丸寛氏から、司法書士の業務説明に加えて、「ホームレス総合相談ネットワーク」で実施されている路上生活者向けの法律相談について、事例を交えて紹介いただきました。

●司法書士の職務内容について

司法書士の職務内容について、力丸氏からは不動産登記、商業登記、簡易裁判所における訴訟代理、相談者の裁判所へ提出する書類の作成、多重債務問題解決の交渉手続きのほか、貧困・差別等の社会問題に対して自ら声をあげられない方に寄り添い、高齢者・障害者の権利擁護としての成年後見サポート等も行っているとの説明がありました。

最近力丸氏が担当された事例としては、以下のようなものがあったとのことで、事案の概要と支援経過についてご報告をいただきました。

- ・ネットやブログに掲載された犯歴情報の削除要請にかかる対処
- ・自殺企図された方の生活保護受給申請
- ・アルコール依存・経済的困窮に陥った方の債務整理
- ・DV被害からの身の安全確保と医療へつなぐ対処
- ・子の認知・親権者変更・面会交流審判申立て



●「ホームレス総合相談ネットワーク」について

「ホームレス総合相談ネットワーク」は2003年に司法書士、弁護士、ホームレス支援者の有志で設立した団体で、各地の路上炊き出し実施団体などと連携して生活困窮者向けの無料法律相談活動や路上アウトリーチに取り組んでおられるそうです。更生保護施設やダルクやマック等の依存症回復支援施設への出張法律相談も行っておられます。

再び路上に戻ることなく、生活を再建していくには、多くの場合、法的解決のみならず医療、精神保健、福祉など各分野の専門家による連携したアプローチが必要となります。

「追い詰められた方の多くは自ら能動的に動けずに自死リスクが高いため、アウトリーチ手法が重要であり、途切れない継続的なワンストップ相談の効果を見出し、20年以上活動を続けている」とのことでした。

力丸氏の熱い使命感に触発され、参加者の感想と意見交換も盛り上がり、放課後フリートークへと交流の輪を広げることができました。



おおた社会福祉士会 「セミナー」開催 (2025/6/18)

「悪質ホストによる女性搾取」の実態と、支援の在り方 社会構造の中で生まれる問題として捉え直す

おおた社会福祉士会では、毎月さまざまなテーマでどなたでも参加できる形で学習会を実施しておりますが、6月は「居場所のない女性の心身を搾取し、泥沼へといざなう悪質ホストの手口と背景」というテーマで、6月18日(水)19時～21時に大田区消費者生活センター大集会室にて開催しました。この日お招きしたゲストスピーカーは、テレビ・新聞・雑誌・ドラマ監修など各種メディアで、女性支援のみならず加害者更生についても発信されている、一般社団法人エープラス代表理事の吉祥眞佐緒氏。当日は会場24名、Zoom86名(申込者数)と、多くの方にご参加いただきました。



吉祥眞佐緒・一般社団法人エープラス代表理事

構造的な搾取の実態と、依存の背景にある社会的要因

吉祥氏からは、ホストクラブや類似の業態である「メンズ地下アイドル」「メンズコンセプトカフェ」など、女性の承認欲求や孤立感を巧みに利用したビジネスモデルについて、詳細な説明がありました。それによると、ホストに入れあげてしまう女性は、家庭内暴力や虐待を経験していたり、貧困の背景を有していたりして、自己肯定感が低く、そのため社会的な「居場所のなさ」を抱えていることが少なくないということで、ホストクラブ側はその間隙を突いて「特別になりたい」「認められたい」という承認欲求をくすぐって、お得意様として囲い込むとのことでした。言い換えれば、ホストは効率的に稼ぐために、生きづらさを抱えた女性をターゲットに見定め、疑似恋愛を演じて承認欲求を刺激し、自らへの依存が強化されるよう仕向けるわけです。売り掛けを活用して女性に借金を背負わせ、風俗業への誘導等を行う悪質なケースもあります。

ただ、被害の構造は単純ではありません。女性がホストや地下アイドルたちから搾取されているだけでなく、ホストの男性たちも低賃金や過酷なノルマ、感情労働による消耗を抱え、加害者でありながら被害者の側面を有しているのだと、吉祥氏は解き明かしました。



構造を見極め、「自己責任論」の陥穽から脱却した支援を

そのうえで、社会福祉士など支援者の立場で留意すべきこととして、

- ①被害者の語りを否定せず、まず受け入れる姿勢（傾聴と信頼関係）
- ②自己責任論ではなく、ジェンダー規範、貧困、推し活文化など社会的・構造的問題への着目（構造的理解）
- ③生活保護、医療、法律相談、シェルター等を活用し、出口戦略を提供すること（多機関連携）
- ④恋愛リテラシー教育や金銭管理教育を通じて被害の予防をすること（予防教育）

——の4点を挙げていただきました。

2025年6月28日から施行された風営法改正により、虚偽説明、恋愛感情を利用した営業、売り掛け強要、スカウト報酬などが禁止になりました（編集部注：関係記事10P）。しかし、ホスト以外の新業態（メンズ地下アイドル等）が台頭する可能性も指摘されています。

社会福祉士など支援者には、社会課題や社会構造を見極め、「自己責任論」の陥穽から脱却した支援に徹することが求められます。

あだち支部

「居場所支援」たこ焼きづくり開催（令和7年6月28日）

焦げても、はみ出ても、個性！ たこ焼きも人生も、私たちが受け止めます！

あだち支部は居場所を提供する活動に取り組んでいます。第2回目となる6月28日の活動は、地域でご活躍されている「あだちTSネット」との共催で、地元の子ども食堂「たべるば」の拠点を借りて、たこ焼きパーティー（タコパ）を開催しました。参加者は2名（プラス支援者9名）。「たべるば」の温かく落ち着いた空間をお借りできたことで、参加者の皆さんが心穏やかに活動に参加でき、大変有意義な時間となりました。

プログラムは、調理に使う材料を一緒に買い出しに行くところから始まります。参加者と支援者が一緒になって食材を選び、協力して持ち帰る。こうした何気ない共同作業が、地域における「助け合い」の小さな一歩であると実感されます。

調理は役割分担しながら、和気あいあいと進めました。たこ焼きをひっくり返すのに苦戦したり、焦がしそうになったりする場面もありましたが、それもまた笑い話に。「これ、私が焼いたよ!」「上手にできたね!」といった言葉が飛び交い、自然と笑顔と会話が溢れ出しました。スピーカー持参でお気に入りのBGMを流し、熱々で美味しいたこ焼きを皆で囲んだ時間は、何ものにも代え難い「心温まる時間」でした。



＊

あだち支部では、こうした居場所支援活動を2か月に1回の頻度で継続していく予定です。本活動を通じて、地域における「立ち直り」を支えるネットワークをより一層広げていきたいと考えています。次回は8月を予定しております。ご興味のある方は、ぜひご連絡ください。

世田谷支部

東京社会福祉士会公式サイトで「詐欺被害者支援」を周知

世田谷支部では、昨年10月から詐欺被害者の支援活動に取り組んでいます。

被害にあわれた方に私どもの活動を知っていただくための方法としては、世田谷エリア限定で警察署と連携して、被害者や被害者家族に対して警察官から本支部作成によるパンフレットを直接手渡していただく形で、周知を進めてまいりました。約半年を経て、反響や支援のあり方がわかってきたことや、被害の深刻な影響に鑑みて、今年5月からはエリア限定なしに情報が届くように、東京社会福祉士会のホームページに相談受付の案内を掲載しています。まずは5月～7月の3カ月限定で掲載したうえで、その間の反響等を踏まえて、8月以降どのように詐欺被害者へ情報発信をしていくかについて検討してまいります。

ひきつづきまして、皆様のお近くに詐欺被害に遭われた方がおられましたら、ご案内いただけますよう、よろしくお願いたします。

ひきつづきまして、皆様のお近くに詐欺被害に遭われた方がおられましたら、ご案内いただけますよう、よろしくお願いたします。

公益社団法人 東京社会福祉士会
Tokyo Association of Certified Social Workers

お問い合わせ キーワード 検索

トップページ / センター先のお知らせ

詐欺被害者支援のための電話・オンライン相談会

2025.04.30
立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部世田谷支部
世田谷社会福祉士会

「なんで振り込んでしまったのか」「もっと注意していれば・・・」「なんで気づかなかったのか・・・」と思われているかも知れません。あなたは悪くありません。悪いのはすべて詐欺師たちです。東京社会福祉士会立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部世田谷支部では、2025年5月から7月まで試験的に電話とオンラインでの詐欺被害者支援を行います。世田谷支部では、2024年の秋から警察署と連携して、世田谷エリアを限定で取り組んできました。詐欺被害の深刻な状況を受け、エリアを限定せず、支援に取り組みます。詐欺被害に遭うと、経済的な影響にとどまらず、精神的な影響、家族との関係性への影響など起こってまいります。詐欺被害後に、必要なことや支援について、相談することができます。不安・心配・困っていることなどあればお気軽にお問い合わせください。

日時 2025年5月1日（木曜日）～2025年7月31日（木曜日）
対象 詐欺被害に遭われた方とご家族の方
費用 無料
申込 ご相談はこちらから
▶電話で相談
電話：070-1413-7491
▶LINEで相談
LINE公式アカウント：@067sobvm
※留守電の場合はお名前とご用件を録音してください。24時間以内に返信いたします

社会福祉士を目指す皆様へ
福祉にかかわる皆様へ
地域の皆様へ
東京社会福祉士会について
東京社会福祉士会の会員の皆様へ

北区支部

「立ち直り支援北区支部」です。よろしくお願いします！

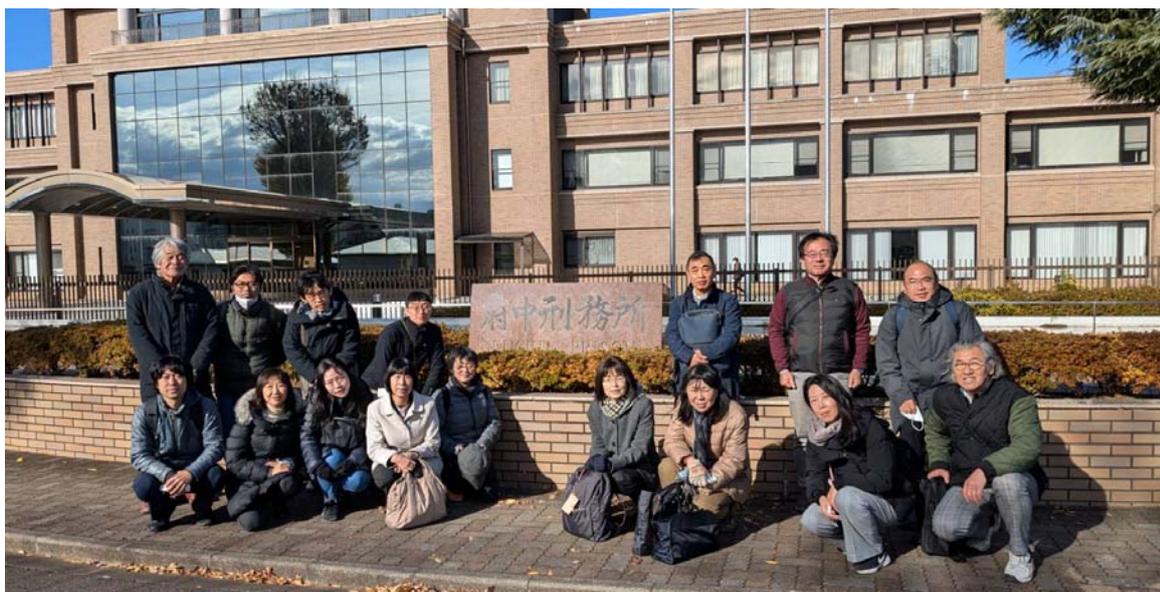
北区社会福祉士会は、創立から26年目を迎えます。毎月1回開催する「定例会」は設立8年目頃から継続しており、時折施設見学なども行っています。活動の主体は、現在、創立当時のメンバーから次世代のメンバーへと緩やかに変わりつつあります。

北区社会福祉士会では、本事業（立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業）に取り組むかどうか、時間をかけて議論を重ねてまいりました。昨年度は、支部の設立はしないものの、会の年間テーマとして「立ち直り支援」を掲げて活動を展開しました。たとえば、定例会に東京社会福祉士会立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部の生駒部長、法務省矯正局の方、北区の保護司の方、保護観察所の方をお招きして、実情や課題についてお話をいただいたり、12月には府中刑務所に見学に行くなどの取り組みを行ってまいりました。その取り組みの過程で“プロジェクトチーム”が結成され、当該プロジェクトチームを母体として今年5月、「立ち直り支援北区支部」の設立に至った次第です。

保護司会との連携強化、地域住民に“知ってもらう”ためのイベント開催

この活動には北区保護司会との連携が必要なことから、昨年度は同会と2回、話し合いを重ねました。今年度は更に関係を密にして、お互いに分かり合えるようになることが一つの目標です。また、地域の一般の方々にも立ち直り支援の活動を知っていただけるように、映画の上映会や現役刑務官との意見交換会などを企画しています。

他の地区会の活動も参考にさせていただきたいと考えていますので、是非、立ち直り支援北区支部へのご協力をお願いしたいと存じます。



府中刑務所にて（府中刑務所見学会：2024年12月）

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業のスケジュール（2025年度）

年月	地区会・支部への説明・サポート	支部設立・事業	事業部主催の研修	広域ネットワークづくり	媒体発行		
2025	4月	地区会・支部への説明・サポート → 支部に対する伴走支援（随時実施）オンライン ← 事業継続に向けたソーシャルアクション				第7号発行	
	5月		あだち支部 → 地域支援ネットワークづくり ←				
	6月		おおた支部 → 地域支援ネットワークづくり ←	基礎分野研修			
	7月		江東支部 → 地域支援ネットワークづくり ←	専門分野別研修		第8号発行	
	8月		杉並支部 → 地域支援ネットワークづくり ←	基礎分野研修			
	9月		西多摩支部 → 地域支援ネットワークづくり ←	専門分野別研修			
	10月		世田谷支部 → 地域支援ネットワークづくり ←	基礎分野研修		第9号発行	
	11月		三鷹武蔵野支部 → 地域支援ネットワークづくり ←	専門分野別研修	シンポジウム開催		
	12月		北区支部 → 地域支援ネットワークづくり ←				
	2026	1月					
		2月				報告書発行	
		3月					

司法福祉に関するニュースを抜粋してお知らせします！

司法福祉ニュースレーダー



●懲役・禁固は「拘禁刑」に～一人ひとりの立ち直り支援に力点

改正刑法が6月1日に施行され、明治40年の刑法制定以来続いてきた刑罰の体系が再構築されました。ご承知の通り、「懲役刑」と「禁錮刑」を廃止し、「拘禁刑」へと置き換える見直しです。かたや刑務作業を刑の本質的要素とする懲役刑では、「改善更生や社会復帰のための指導等」に充てる時間を捻出することが困難で、かたや刑務作業の義務付けがない禁固刑では、たとえ改善更生や円滑な社会復帰に有効な刑務作業であっても、「本人が希望しなければ実施させることができない」という課題が内在していました。そこで、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うものとして創設されたのが、「拘禁刑」です。懲罰ではなく、「一人ひとりにあわせた立ち直りの支援」に力点が置かれています。

拘禁刑のポイント

- ①受刑者の必要性に応じた作業の実施（作業実施が前提ではなく、必要性に応じて実施）
- ②作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇（実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じた処遇）
- ③作業を含む受刑生活への動機付けの強化（受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る）

拘禁刑創設の趣旨

令和7年4月1日
法務省矯正局

懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設（令和7年6月1日施行）

⇒ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月13日成立）により、明治40年の刑法制定以来、初めて刑罰の種類を変更

改正前（令和7年5月31日まで）	改正後（令和7年6月1日から）
○刑法（懲役） 第12条（略） 2 懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。 （禁錮） 第13条（略） 2 禁錮は、刑事施設に拘置する。	○刑法（拘禁刑） 第12条（略） 2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。 第13条 削除

懲役

作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならない。

【課題】

改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合あり。

禁錮

作業を行う刑法上の義務なし。本人の申出に基づき行う。

【課題】

改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができない。

拘禁刑

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

point

✓ 受刑者の必要性に応じた作業の実施

作業の実施が前提ではなく、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可能に。

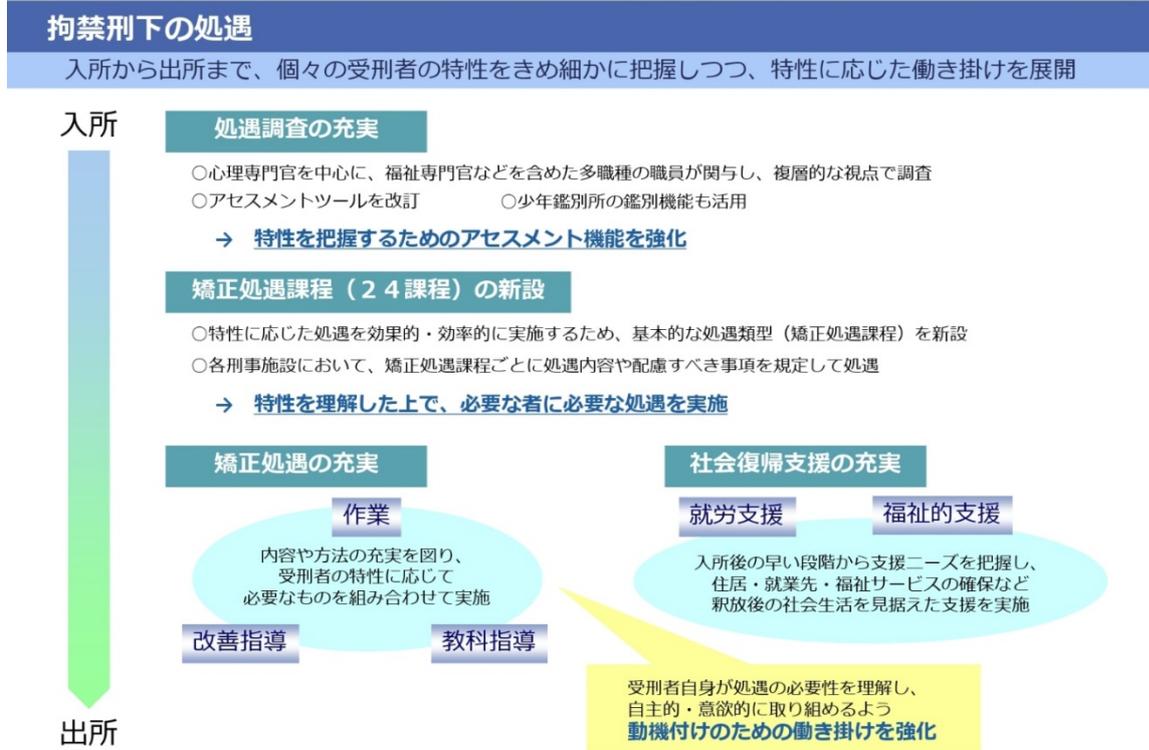
✓ 作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

✓ 作業を含む受刑生活への動機付けの強化

一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。 1

拘禁刑下の処遇では、入所から出所まで、個々の受刑者の特性をきめ細かに把握しつつ、特性に応じた働きかけが展開されます。詳しくは、9月23日開催の専門研修「拘禁刑下の24種類の矯正処遇」で、法務省成人矯正課の吉弘基成課長にお話しいただきます（12Pに開催案内）。



2

矯正処遇課程・特別コース一覧

24の矯正処遇課程のうち最も必要性が高い課程を1つ指定し、当該矯正処遇課程を中心に処遇を実施

課程名	対象者	課程名	対象者
D 拘留課程 Detention	拘留受刑者及び7日拘留受刑者	O 開放的処遇課程 Open	開放的施設での処遇等の実施が可能と見込まれる者、交通事犯集禁対象者
Jt 少年院在院受刑者処遇課程 Juvenile Training	16歳未満の少年のうち、少年院における矯正教育の効果が期待できる者	ST 短期処遇課程 Short Term	執行すべき刑期が6月未満の者
I 禁錮課程 Imprisonment	禁錮受刑者	A 依存症回復処遇課程 Addiction Recovery	薬物の自己使用歴がある者のうち、薬物依存からの回復に向けた矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者
F 外国人処遇課程（一般） Foreigner	日本人と同一の処遇が困難な者	DS 高齢福祉課程 Daily care-Senior	おおむね70歳以上の者で、認知症、身体障害等により自立した生活を営むことが困難な者
FX 外国人処遇課程（特別） Foreigner X	外国人処遇課程対象者のうち処遇上特別の配慮を要する者	DH 福祉的支援課程（知的障害・発達障害） Daily care-Handicapped	知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者
FZ 外国人処遇課程（条約） Foreigner Z	外国人処遇課程対象者のうちその処遇に当たって条約や協定に定めがある者	DM 福祉的支援課程（精神上的の疾病又は障害） Daily care-Mental disorder	精神上的の疾病又は障害を有する者のうち、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難な者
J 少年処遇課程 Juvenile	少年院収容を必要としない少年		
Y 若年処遇課程 1～3 Young	20歳以上26歳未満で処遇レベルが1～3の者		
L 長期処遇課程 1～4 Long	執行すべき刑期が10年以上で処遇レベルが1～4の者		
G 一般処遇課程 1～4 General	他の課程に該当しない処遇レベル1～4の者		

従来のA B指標に替わる新たな観点

処遇レベル	再犯リスクと処遇準備性(注)の2軸で判定(4分類)	
	再犯リスク	処遇準備性
レベル1	低	高
レベル2	低	低
レベル3	高	高
レベル4	高	低

(注) 矯正処遇に取り組む態度その他改善更生に向けた心構えの程度

特別コース名	プログラムの内容（概要）
ル 農業ビジネスコース	農業に関連する産業への就労に向けた処遇
ル サステナブル作業コース	社会に貢献する人材となるために必要な知識及び技能の習得
	資源の保全等、地域課題の解決に貢献
ル 伝統工芸等、後継者不足が課題の地域作業	
リ 少年・若年エリート型処遇コース	可塑性に富むなどの特性に特に配慮した処遇
リ 教科指導集中処遇コース	教科指導を集中的に実施
リ 社会生活移行処遇コース	円滑な社会復帰への移行を目的に、開放的な環境下で処遇

4

●オンラインカジノ、サイト開設やネット広告を禁止

ギャンブル等依存症対策基本法改正案が6月18日に可決・成立し、7月10日に公布されました。オンラインカジノのサイト開設やネット広告を通じた誘導行為を禁止し、国や自治体が違法性の周知を図るよう求めることを内容としています（罰則はなし）。施行は本年9月25日。警察庁と総務省は施行日にあわせて、SNS事業者やサイト管理者などに違法情報の削除要請を行うための指針改定を行うこととしています。

手元のスマートフォンからいつでもアクセスできるオンラインカジノは、ギャンブルのなかでも依存症に陥るリスクが特に高いとされ、なかには多重債務に陥って「闇バイト」などで犯罪に加担させられるケースもあるとされます。

警察庁によれば、国内の15～79歳の約2万7千人を対象とした実態調査で、日本国内から海外のオンラインカジノのサイトにアクセスして賭博をしたことがある人は全体の3.5%にのぼり、総人口に置き換えると「337万人」と推計されるとのことです。

●改正風営法施行、色恋営業禁止、売春強要には拘禁刑も

悪質ホストクラブ対策の強化を図る改正風俗営業法が6月28日付で施行されました。

ホストクラブ、キャバクラ、ガールズバーなど「接待飲食営業」全般を対象として、恋愛感情につけ込んだ高額請求や、客を困惑させる行為（いわゆる「色恋営業」）を禁止し、違反した場合は営業停止などの行政処分の対象となるよう見直されました。あわせて、売掛金回収を理由に、売春や性風俗店での勤務を強要する行為や、ホストやスカウトに対して女性を紹介した見返りに性風俗店側から紹介料を支払う行為（スカウトバック）が禁止され、違反した場合は6か月以下の拘禁刑もしくは100万円以下の罰金が科せられることとなりました。さらに、無許可営業に対する罰金が大幅に引き上げられました。

本稿を書いている時点で施行後1か月経っていませんが、すでに各地で摘発が相次いでいます。

知らなかったでは、すまされない。

ホストのみなさん！
「好意につけこむ営業」も、
「勝手にシャンパン」も、
違法になりました。

新たに定められた違法行為					
性風俗勤務の要求	売春・言動	支払に際し不安にさせる	勝手な注文	好意につけ込む営業	説明

政府広報 警察庁 改正風営法のもっと詳しい内容はこちらへ▼

ホストでこんな接客に悩んでいるあなた！

風営法改正により、ホストクラブなどの接待飲食営業において、新たに以下の違法行為が定められました。

性風俗勤務の要求	売春・言動	支払に際し不安にさせる	勝手な注文	好意につけ込む営業	説明
----------	-------	-------------	-------	-----------	----

政府広報 警察庁 ご相談先はこちら▼

警察庁公式サイトより



立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業

基礎分野研修

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業では、対人支援の基礎を押さえたうえで、各種課題への対応およびインクルージョンに向けた啓発活動の実践等を学んでいく、シリーズ化された研修を実施しています。第3回目として、基礎分野を学ぶ基礎分野研修（ファシリテーター養成研修）をご案内します。内容は「伴走型支援」です。



第3回

伴走型支援を学ぶ

講師：奥田知志氏（NPO抱樸理事）

日程：8月2日（土）13:30～16:30

形式：オンライン（Zoomウェビナー）

対象：東京社会福祉士会会員で、地域における立ち直り支援に携わっている方または興味関心がある方

定員：200名（先着順）

費用：無料

申込：[こちらのリンク](#)または右のコードで開く申込フォームよりお申込みください。
東京社会福祉士会ホームページ>本事業特設サイトと辿って開くこともできます。
[応募締切日は7月26日（土）](#)。



※自然災害の発生、通信状況により、やむを得ず本研修の開催を中止する場合があります。中止の判断基準は、東京社会福祉士会HPの「[自然災害等発生時の研修及び行事等の開催についての判断基準\(ガイドライン\)](#)」をご参照ください

お問合せは、東京社会福祉士会事務局まで TEL：03-5944-8466 MAIL：tachinaori@tokyo-csw.org



立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業

専門分野研修

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業では、対人支援の基礎を押さえたうえで、各種課題への対応およびインクルージョンに向けた啓発活動の実践等を学んでいく、シリーズ化された研修を実施しています。第4回目として、各論を掘り下げる専門分野研修(分野別研修)をご紹介します。内容は「**拘禁刑下の24種類の矯正処遇**」です。



第
4
回

拘禁刑下の24種類の矯正処遇

講師：吉弘基成氏(法務省矯正局成人矯正課課長)

日程：9月23日(火・祝) 13:30～16:30

形式：オンライン(Zoomウェビナー)

対象：東京社会福祉士会会員で、地域における立ち直り支援に携わっている方または興味関心がある方

定員：200名(先着順)

費用：無料

申込：[こちらのリンク](#)または右のコードで開く申込フォームよりお申込みください。
東京社会福祉士会ホームページ>本事業特設サイトと辿って開くこともできます。
[応募締切日は9月16日\(火\)](#)。



※自然災害の発生、通信状況により、やむを得ず本研修の開催を中止する場合があります。中止の判断基準は、東京社会福祉士会HPの「[自然災害等発生時の研修及び行事等の開催についての判断基準\(ガイドライン\)](#)」をご参照ください

お問合せは、東京社会福祉士会事務局まで TEL：03-5944-8466 MAIL：tachinaori@tokyo-csw.org



上映会情報

今秋に予定されている、立ち直り支援と関わりのある映画の上映会について、ご案内いたします

映画『記憶2』上映会&トークセッション
杉並支部（立ち直り杉並）



上映会 & 中村すえこ監督トークセッション
生きづらさを抱える人の支援く地域でできること

先着100名無料

要事前申込
裏面からどうぞ！

2025.9.21 (日) 13:30～開場
14:00～上映会
16:20～
阿佐ヶ谷地域区民センター
東京都杉並区阿佐谷北1丁目1-1
JR阿佐ヶ谷駅 南口 徒歩5分

・中村すえこ監督
・小林良子氏
東京社会福祉士会
立ち直り支援ネットワーク
づくり専務副部長
司法福祉委員会委員長
トークセッション

17:20 閉会予定



- ▼日時：9月21日（日）14時～17時20分（13時30分開場）
- ▼会場：阿佐ヶ谷地域区民センター
- ▼内容：14時～『記憶2』上映会、16時20分～トークセッション（中村すえこ監督ほか）
- ▼対象：ご関心のある方ならどなたでも
- ▼定員：100名（先着順）
- ▼費用：無料
- ▼申込：[こちらのリンク](#)または右記2次元コードから開く申込みフォームよりお申込みください。



映画『プリズン・サークル』上映会
三鷹武蔵野支部



(C)2019 Kaori Sakagami

- ▼日時：11月2日（日）14時～（開場13時30分）
- ▼会場：武蔵野スイングホール
- ▼費用：無料
- ▼定員：50名

映画以外のイベント実施等については、これから具体的に詰めていきます。申込方法とあわせて、ホームページで告知します。



2025年8月～10月の動き



月日	予定
8月2日（土）	基礎分野研修「伴走型支援を学ぶ」13:30-16:30、オンライン
8月24日（日）	第2回拡大運営部会
9月23日（火祝）	専門分野研修「拘禁刑下の24種類の矯正処遇」13:30-16:30、オンライン
10月19日（日）	基礎分野研修「未理解同調性と対象者理解」13:30-16:30、オンライン

リレーコラム

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部員が持ち回りで呟きます

わたしのしごとはソーシャルワーカー

母子生活支援施設ポルテあすなる 橋本久美子

母子生活支援施設でソーシャルワーカーを生業とする私が、保護司となり、司法福祉の領域と関わるようになってから、10年ほど経つ。その間、罪を犯した人が社会の一員として生活を取り戻すプロセスに、隣り合わせてきた。同じ頃、風俗をしている女性の相談活動（＝「風テラス」）も始めた。「風テラス」のビジョンは、「誰もが『今日の安心』と『明日の選択肢』を得られる社会の実現」である。全てが私の「しごと」であり、当たり前の、地続きのソーシャルワークである。

罪を犯した人の話に耳を傾けていると、共通することがある。彼ら・彼女らがいかに孤独であったか。人を頼ることができずに生きてきたか——ということである。そして、行き詰まり、罪を犯し、いまアクリル板の向こう側にいる。社会から切り離され、自由のきかない環境で自らと向かい合う日々を送っている。

彼ら・彼女らに、私はこう話す。「あなたはこの先、社会に戻ります。そのときは一人で背負いこまず、人を頼ってください。あなたに寄り添って助けてくれる人がいます。社会とつながってください。新しい生き方が開けています。どうか明日につながってください」

私は今日も、様々な困難を抱えた女性や罪を犯した人・人々の「あわい」（媒介・あいだ）として、社会へ働きかけ続ける。